

公害等調整委員会の動き

(令和4年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
6月1日	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	福岡県
6月8日	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件及び熊本市における飲食店からの悪臭・騒音による財産被害等責任裁定申請事件 第1回審問期日	熊本県

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 宝塚市における宅地造成工事に伴う振動による財産被害原因裁定嘱託事件

(令和4年(ゲ)第3号事件)

令和4年4月18日受付

本件は、神戸地方裁判所伊丹支部から、同裁判所同支部に係属している「令和元年(ワ)第216号損害賠償請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

- 足立区における菓子製造機械等からの振動・低周波音による生活環境被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第4号事件)

令和4年4月26日受付

本件は、申請人に生じているきしみ音や振動による生活環境被害は、被申請人が設置したオフィスの機械等から振動及び低周波音を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものです。

- さいたま市におけるキュービクル等からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件

(令和4年(セ)第2号事件)

令和4年4月28日受付

本件は、申請人ら宅南側の有料老人ホームに設置したキュービクル(高圧受電設備)等から発生している低周波音を含む騒音により、申請人Aに、頭重感、食欲減退、めまい、動悸、不眠症等の深刻な健康被害が生じ、また、申請人Bは、日々騒音を受け続けるという形で平穩生活権を侵害されているとして、申請人らは、被申請人らに対し、連帯して、精神的損害の一部として、損害賠償金合計500万円の支払を求めるものです。

- 港区における高層マンション上階からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第5号事件)

令和4年5月18日受付

本件は、申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい等の健康被害は、被申請人が被申請人宅から

発生させた騒音・振動によるものである、との裁定を求めるものです。

○ 越谷市におけるガソリンスタンド建設に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第6号事件)

令和4年5月25日受付

本件は、申請人が所有している居宅及び工房等に生じたクラック、隙間、傾き等の家屋被害は、当該居宅及び工房等の隣地に所在する被申請人運営のガソリンスタンドが建設されたことによって生じた地盤沈下が原因である、との裁定を求めるものです。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(令和4年(ゲ)第7号)

令和4年6月14日

本件は、平成27年10月28日から申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、睡眠不足、睡眠不足から生じる視力低下、耳石の移動による強烈なめまい等の健康被害は被申請人が操業する工場から発生させた超音波と唸り音の騒音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

終結事件の概要

○ 小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件

(令和元年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第1号事件・令和2年(セ)第2号事件・令和2年(セ)第9号事件・令和4年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和元年9月19日、東京都小平市で事業を営む法人から、近接地に工場を有する法人を相

手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、近接する被申請人の工場から排出された物質によって増殖したカビの一種により、申請人の事業所の外壁に異常な黒ずみが発生したとして、被申請人に対し、損害賠償金1130万4802円の支払を求めたものです(その後、請求金額は1008万8038円(令和3年3月末時点)に変更)。

その後、令和2年2月26日、同市の住民1人から(令和2年(セ)第1号事件)、同年3月12日、同市の住民1人から(令和2年(セ)第2号事件)、同年11月17日、同市の住民1人から(令和2年(セ)第9号事件)、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり、裁定委員会は、同年3月24日(令和2年(セ)第1号事件)、同年4月7日(令和2年(セ)第2号事件)、同年12月21日(令和2年(セ)第9号事件)これを許可しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の工場から排出された物質と申請人らの事業所等の黒ずみ発生との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年6月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(令和4年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年6月23日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(平成31年(セ)第5号事件・平成31年(ゲ)第4号事件・令和4年(調)第3号事件)

① 事件の概要

平成31年4月2日、奈良県安堵町の住民1人から、牛舎を所有する畜産会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、被申請人が、所有する牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によって、申請人が、吐き気、食事も困難な状況等の健康被害等を受けているため、被申請人に対し、慰謝料として、損害賠償金100万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人宅の周辺に生じている悪臭、特に夏期における虫の大量発生により、申請人に吐き気、窓を開けられず食事も困難な状況等の健康被害等が生じているのは、被申請人が、牛舎から牛の尿を農業用水路に不法投棄したことによる悪臭によるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和元年5月14日、これらを併合して手続きを進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、農業用水路に排出された牛の尿を含む汚水による悪臭と申請人に生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続きを進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和4年6月17日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(令和4年

(調)第3号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年6月28日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件

(平成31年(ゲ)第5号事件)

① 事件の概要

平成31年4月5日、福岡県宗像市の住民5人(注:後に1人死亡)から、一部事務組合(関係2市により組織)、水道事業者及び建設会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らの所有する家屋等に生じた被害は、被申請人らが軟弱地盤を安定した地盤と誤認し、事前調査や土留め工など必要な配慮を行わずに配水管敷設替工事を実施したことによるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、福岡県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らが実施した配水管敷設替工事と申請人らの家屋等に生じた財産被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続きを進めた結果、令和4年6月29日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件

(平成30年(セ)第5号事件・令和2年(セ)第4号事件)

① 事件の概要

平成30年11月1日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭により、睡眠障害、過大なストレス、ぜん息等の健康被害が生じているほか、油煙・悪臭による財産被害及び精神的苦痛を受けているため、移転費用等や精神的苦痛に対する慰謝料として、被申請人に対し、損害賠償金合計5401万6694円の支払を求めたものです。

その後、令和2年4月3日、同市の住民2人から、同飲食店経営者を相手方として、24時間換気システムの設備費や精神的苦痛に対する慰謝料等の損害賠償金合計337万7600円の支払を求める責任裁定申請があり(令和2年(セ)第4号事件)、同年6月15日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、熊本県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する飲食店からの騒音・悪臭と申請人らに生じた健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年6月30日、申請人らの本件申請をいずれも棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

終結事件の概要

- 山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件
(平成30年(フ)第1号事件)

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から山形県知事(以下「処分庁」という。)が行った山形県飽海郡遊佐町吉出字臂曲地内における岩石採取計画の不認可処分の取消しを求める裁定の申請(以下「本件裁定申請」という。)を平成30年9月21日付けで受け付けました。

申請の内容は以下のとおりです。処分庁は、申請人の岩石採取計画が実施されると鳥海山山麓の湧水の水量減少や水質悪化により、これを水源とする町営上水道の施設の機能が損なわれ、当該上水道利用者に影響を及ぼすおそれがあること、また、湧水を水源とする農業用水路の水量減少や濁流入により、同用水路施設や同用水を灌漑用水とする地域の稲作等に影響を及ぼすおそれがあること、さらに、遊佐町が「遊佐町の健全な水循環を保全するための条例」(平成25年遊佐町条例第27号)において、申請人の岩石採取計画を規制対象事業に認定したことなどを理由に採石法第33条の4の要件に該当するとして不認可処分としたが、かかる処分は違法なものであるとして、申請人は、同処分の取消しを求めて裁定を申請しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、9回の審理期日を開催するとともに、岩石採取計画と採石場周辺及び鳥海山山麓の湧水群の水量減少や水質悪化との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、審理手続を進

公害等調整委員会の動き

め、令和4年6月23日付けで、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。